

防災指導Q & A よくある質問

Q1 防災指導(地震体験車及び煙中体験)の予約をしたいのですが？

ホームページより、防災指導(地震体験車・煙中体験)予約可能日をご確認の上、実施候補日を決めていただき、危機管理課(436-2039)までご連絡ください。

ご希望の日程で実施が可能な場合、仮予約が完了となります。

※予約可能日については、ホームページに記載の日付時点の内容であり、随時先着順でご案内させていただいております。そのため、候補日についてご希望に添えない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※1団体様につき1枠のみ(キャンセルされた場合は改めて予約が可能)、防災指導の実施につきましては年度につき1団体様1回となります。

Q2 仮予約後に必要な手続きはありますか？

電話にて仮予約した後、「防災指導申請書」を提出していただきます。

「防災指導申請書」は市ホームページからダウンロードし、郵送・FAX等にて、実施の1か月前までに危機管理課へご提出ください。内容を確認し、必要がある場合は危機管理課職員から担当者に連絡します。

実施にあたり、特に問題がないようであれば、ご連絡等はせず、申請書に記載された日時に職員がお伺いいたします。

Q3 防災指導(地震体験車及び煙中体験)のキャンセルをしたいのですが？

お電話にて受け付けます。

キャンセルをされる日時・団体名・担当者名・連絡先をお伝えください。キャンセルに伴う提出書類はありません。

Q4 防災指導(地震体験車及び煙中体験)は雨天時はどうなりますか？

電気機器等を使用する関係上、原則中止となります。

ただし、雨を避けることが出来るスペースを確保できる場合(屋根が付いているなど)は、実施可能です。

中止やキャンセルの連絡がなければ基本実施しますが、雨天による中止の可能性がある場合は、当日に実施のご意向について危機管理課職員が申請団体へ架電のうえ、確認します。

Q5 防災指導(地震体験車及び煙中体験)を土日にキャンセルする場合は？

土日の場合は、実施する前の金曜日 17 時まで、危機管理課までご連絡ください。

金曜日に連絡がなく、雨天による中止の可能性がある場合は、念のため実施当日の9時まで危機管理課職員から担当者へ連絡し、実施のご意向を確認します。

Q6 防災指導(地震体験車及び煙中体験)の次年度の予約をしたいのですが？

次年度の予約は抽選の上で決定します。

抽選の事前申請の詳細については、例年1月中旬～2月初旬ごろに各町会・自治会長、マンション管理組合あてに郵送しますので、ご希望の団体はお申し込みください。

抽選に参加しない場合や抽選に落選した場合は、3月下旬頃より、事前予約が入っていない時間帯に限り、お電話にて予約を受け付けます。予約方法の詳細については広報ふなばしや市ホームページをご覧ください。

Q7 防災指導(地震体験車及び煙中体験)実施にあたり、準備及び確認すべき点はなんですか？

- ① 地震体験車及び煙中体験はスペースを十分確保出来ること
- ② 煙中体験は100V以上の電源を確保し、屋内で実施する際は煙探知機を切ること
- ③ 防災指導申請書を実施1月前までに提出すること

特に地震体験車は、設置スペースだけでなく、入口スペースも十分に確保できないと、内輪差により会場に入ることが出来ない場合があります。また、入口からの道に樹木の枝がせり出していると、進むことができません。

過去にスペースが原因で中止とした事例があるため、初めて申請する場合などの際は、申請書をご提出する際に、危機管理課までご相談ください。

※実施場所の確保及び調整については、申請団体で実施してください。

(例) ・道路を使用する場合

申請先:船橋警察署・船橋東警察署

・公園を使用する場合

申請先:船橋市 公園緑地課

※雨天時は原則中止となります。詳細はQ4を参照ください。

<参考 必要なスペース>

		長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)
起震車	車体サイズ(進入時)	684(+75)	222(+22)	355(+80)
	設置時サイズ	684	400	355
煙中ハウス		360	200	200

Q8 防災指導(地震体験車及び煙中体験)の体験可能人数は何人ですか？

【地震体験車】

1回につき最大4名で、2～3分程度かかるため、1時間につき70～80名程度が目安になります。

【煙中体験】

原則1名ずつ、時間(20秒程度)をおいて順番に煙中ハウスに入っていただきます。

1名あたり2分程度かかりますが、地震体験車よりは多くの方が体験可能です。

Q9 防災指導以外の消防訓練や救助袋の訓練も行いたいのですが？

消防訓練(水消火器など)及び応急救護訓練(AED訓練など) → 最寄りの消防署にご相談ください。

救助袋の訓練 → 設置業者にご相談ください。